

# 伊勢地域公共交通会議設置要綱

制定平成18年11月30日

## (目的)

第1条 伊勢地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域公共交通会議として、伊勢地域全体としての整合性をとりながら、需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。ただし、第4号に掲げる事項のうち「運賃、料金等に関する事項」は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び同法第9条の3第3項に規定する協議会として、第9条に規定する分科会（以下「運賃分科会」という。）で議決する。

- （1）地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- （2）地域公共交通計画の実施に関する事項
- （3）地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- （4）地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （5）交通会議の協議結果に基づく輸送サービスに係る路線の休廃止等に関する事項
- （6）交通空白地有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- （7）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の構成)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）市民代表
- （3）一般乗合旅客自動車運送事業者
- （4）一般旅客自動車運送事業者
- （5）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者が組織する団体
- （6）鉄道事業者
- （7）中部運輸局三重運輸支局
- （8）三重県伊勢警察署

- (9) 三重県
- (10) 伊勢市
- (11) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長は、伊勢市長とする。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

6 交通会議は会長が必要に応じて召集する。

7 委員は委任状により代理人を出席させることができる。

8 交通会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

9 交通会議は原則として公開とする。

10 会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合において多数決とする。

11 会長は、必要があると認めるとときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

12 交通会議は、軽微な内容もしくは緊急を要する内容については、書面による賛否を求めて会議の議決に代えることができる。ただし、委員から要求がある場合には、会議を開かなければならない。

13 交通会議の庶務は、伊勢市都市整備部交通政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、円滑な協議を行うため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、会長が指名する者で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

- 第8条 交通会議は、地域の実情に即した課題や専門的な個別課題について協議するため、専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員の中から、会長が指名する。
  - 3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を専門部会の委員とすることができる。
  - 4 専門部会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
  - 5 専門部会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(運賃分科会)

- 第9条 第2条第4号に定める運賃分科会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 市長が指名する市職員
  - (2) 運賃・料金等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者
  - (3) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
  - (4) 住民の代表
- 2 運賃分科会は、会長を置き、市長が指名する市職員がこれにあたる。
  - 3 運賃分科会の運営その他必要な事項は、運賃分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。
  - 4 運賃分科会の議事は、全会一致をもって決する。
  - 5 運賃分科会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。
  - 6 運賃分科会開催にあたっては、関係する利用者・住民・交通事業者等が意見を表明する機会を設け、その意見を参考に案を決定する。
  - 7 運賃分科会は、書面による賛否を求めて、会議の議決に代えることができる。
  - 8 運賃分科会は、非公開とする。

(分科会)

- 第10条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討及び協議を行う必要がある場合に、内容に応じた分科会を設置することができる。
- 2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日）

この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

附 則（平成20年7月14日）

この要綱は、平成20年7月14日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日）

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則（平成25年6月12日）

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

附 則（平成26年9月1日）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月9日）

この要綱は、平成27年10月9日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月15日）

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

附 則（令和2年1月21日）

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。

附 則（令和6年4月19日）

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

附 則（令和6年6月18日）

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

附 則（令和7年11月21日）

この要綱は、令和7年11月21日から施行する。